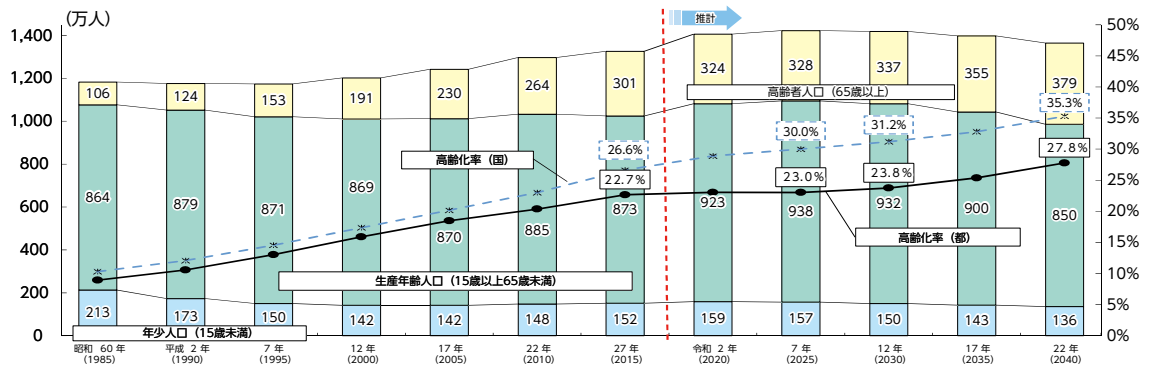


介護保険制度のあらまし

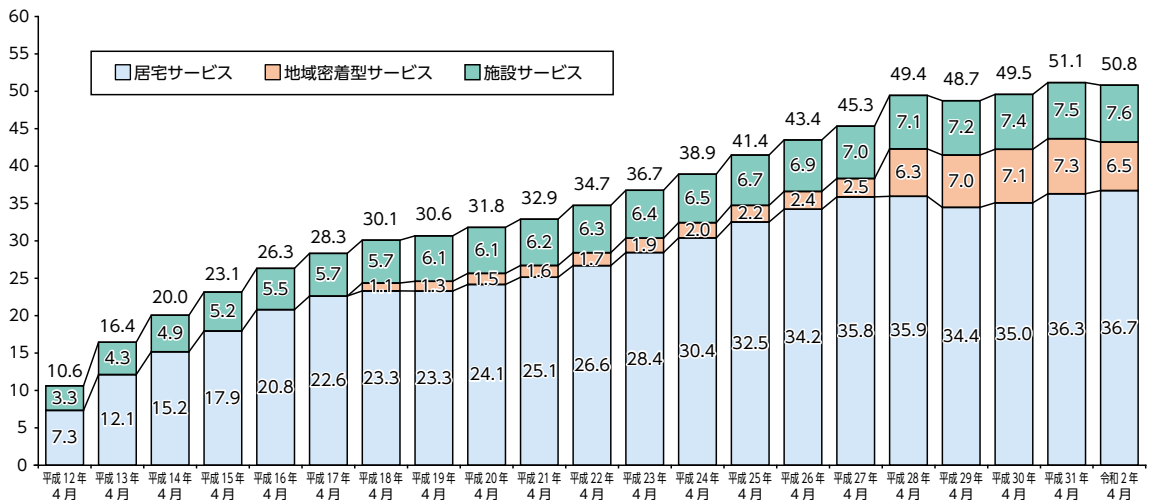
- 東京都の高齢者人口は増加を続け、今後4人に1人が高齢者になると見込まれています。
- このような高齢社会の介護問題に適切に対応し、介護を必要とする方を社会全体で支えるための社会保険制度として、平成12年4月から介護保険制度が開始されました。その後、在宅で受けるサービスを中心にサービス利用が急速に拡大するなど、老後の安心を支える制度として定着してきました。
- 介護保険制度は、加齢に伴う病気などにより介護を必要とする状態になっても、尊厳を保持し、できる限り自立した日常生活を送れるよう、利用者の選択に基づいて、必要なサービスを総合的かつ一体的に提供する仕組みです。
- 制度の運営主体（保険者）は、住民に身近な区市町村です。国・東京都は、事業が円滑に行われるよう運営を支援しています。

人口の推移 [東京都]



(注) 1万人未満を四捨五入しているため、総数及び高齢化率は、内訳の合計値と一致しない場合がある。
資料：総務省「国勢調査」[昭和60年～平成27年]、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」(平成29年4月)[令和2年～令和22年の高齢化率(国)]、東京都総務局による推計[令和2年～令和22年]

介護サービス別受給者(利用者)数の推移(月平均) [東京都]



(注1) 平成28年4月の地域密着型サービスの受給者(利用者)数が急増しているのは、平成28年4月1日より、定員19人未満の通所介護が地域密着型通所介護に移行したことによるものです。

(注2) 居宅介護サービスには居宅介護予防サービス、地域密着型介護サービスには地域密着型介護予防サービスを含む。

(注3) 第2号被保険者を含む。

資料：厚生労働省「介護保険事業状況報告(月報)」

